

# 令和3年第7回(9月)川南町議会定例会会議録

令和3年9月9日 (木曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

令和3年9月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第61号 令和2年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について
- 追加日程第1 発委第1号 川南町議会会議規則の一部改正について
- 追加日程第2 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

---

午前9時04分開議

**○議長（中村 昭人君）** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。ただいま、副町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

**○副町長（押川 義光君）** おはようございます。9月7日のですね、一般質問、川上議員の一般質問の中の答弁で、私、国立療養所という表現をしました。現在の正式名称が独立行政法人国立病院機構宮崎病院ということでございましたので、お詫びして、訂正させていただきたいという風に思います。

**○議長（中村 昭人君）** 日程第1、議案第61号令和2年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題とします。

本議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**○文教産業常任委員長（米田 正直君）** 朗読をして、報告に変えさせていただきます。審査報告書、文教産業常任委員会に付託されました議案第61号令和2年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について、その審査の経過と結果について報告をいたします。環境水道課の課長他2名の職員に出席をしていただき、説明を受けました。令和2年度の未処分利益剰余金は1億2,205万5,736円で、うち2,100万円を資本金に組み入れ、これは令和2年度に取り崩した減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,100万円であります。残りの1億105万5,736円のうち、減災積立金に3,300万円、建設改良積立金に6,805万5,736円をそれぞれ積み立てるものであります。水道会計は、地方公営企業法に則り、処理されていますが、一般会計と比較すると分かりにくい面があります。担当課より水道会計についての分かりやすい資料を提供していただき、審査がスムーズに行われました。今後の審査についても誰もが理解できるような説明資料をまずもって提供していただきたいという意見も出されました。

採決の結果、議案第61号令和2年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上であります。

**○議長（中村 昭人君）** 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから議案第61号令和2年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第61号令和2年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号可決により、認定第3号令和2年度川南町水道事業会計決算書の裏表紙及び6ページ、令和2年度川南町水道事業利益剰余金処分計算書案の案の文字の削除をお願いします。

ここで、日程についてお諮りします。

ただ今、川上 昇君、内藤 逸子君から発委第1号川南町議会会議規則の一部改正について、発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、発議第3号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてが提出されました。

以上を日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、以上を日程に追加し議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前9時07分休憩

.....  
午前9時11分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。

追加日程第1、発委第1号川南町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

**○議員（川上 昇君）** 発委第1号につきまして、その趣旨を説明申し上げます。

この発委は、議会活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配

慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。欠席の届出事由としまして、現行第2条中の事故につきましても、一切の場合を指すものでありますが、社会通念上としての事故は、一般的に思いがけず生じた悪い出来事や物事の正常な活動・振興を妨げる不慮の事態の意で用いられることが多く、誤解を招く可能性があるという指摘がかねてからあります。よって、事故を公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由に改めるものです。

出産に係る産前・産後の欠席期間等については、女性が議員として活動するための諸要因に配慮するとともに、議会への参画を一層促進するための環境整備の一環として、出産に係る産前・産後に配慮した欠席期間について、規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続につきましても、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。現行、第88条第1項中請願者の記載事項等につきましても、請願者の押印を一律に義務付けているところですが、請願者の利便性の向上を図るため請願者が自署している場合は押印を不要とするものです。なお、請願者の氏名が活字やゴム印により記載されている場合や複写されている場合は、請願の真正性を確保するため押印を必要とするものです。加えて、心身の故障その他の事由により署名することができない請願者に対する配慮の観点から記名押印でもよいとするものです。請願者にとりましても、それぞれの事情により署名又は記名押印を選択できることとなります。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。以上です

**○議長（中村 昭人君）** 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発委第1号川南町議会会議規則の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号川南町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2、発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

**○議員（川上 昇君）** 発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、その趣旨を説明申し上げます。なお、お手元に配布しております意見書を朗読して趣旨説明といたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。記、1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長については、更なる延長は断じて行わないこと。5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に財源配分すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月9日、宮崎県川南町議会、衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、山東昭子殿、内閣総理大臣、菅義偉殿、財務大臣、麻生太郎殿、総務大臣、武田良太殿、経済産業大臣、梶山弘志殿、内閣官房長官、加藤勝信殿、経済再生担当大臣、西村康稔殿、以上の通りでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。以上です。

**○議長（中村 昭人君）** 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（児玉 助壽君）** コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書案について、反対の立場に立って討論いたします。この案件については、昨年度も反対したわけですが、このここにありますが、厳しい財政状況に置かれとるのは、地方自治体だけではありません。地方自治体は、国の財源に依存しておりますので、国の税財源が充実でなければ、この意見書の提出しても意味もありません。まだこの下に羅列してある国会議員の皆さんはすぐ衆議院選挙があつて、内閣改造がありますので、この人どんがこの職にあるという保障もありません。国は国民の生活と暮らしをも守る責任がありますので、国民にしわ寄せ、即ち、地方自治体にしわ寄せがくるような措置は講じないと思われまますので、提出する必要はないと思います。ただのパフォーマンスであると思っております。同じ意見書を提出するならですね、国民が健康に働く社会を構築できるようにですね、自国でのワクチン開発、安心、安全なワクチンの開発、治療薬の開発、製造を求めていくべきであります。国民が健康で働く社会を構築すれば、この国の税財源の充実または地方税財源の充実はできるわけですから、まず、国民が健康に働く社会を構築することが先と思っております。そういうことありますので、医療体制の強化充実を意見書として、要望を意見書として、提案すべきだと自分は思っておりますので、こういう税制度の仕組みを知らん恥ずべき意見書案に反対するものであります。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから発議第2号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

従って、発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意

見書の提出については、可決されました。

ただ今可決されました意見書の取扱については、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

追加日程第3、発議第3号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

**○議員（内藤 逸子君）** 発議第3号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書。その趣旨説明を行います。なお、お手元に配布してあります意見書を朗読して趣旨説明といたします。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど高齢者の生活の質を落とす大きな要因になっている。また、近年では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴により、コミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下に繋がり、こうした症状に繋がるのではないかと考えられている。日本の難聴者率は欧米諸国と比べ大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国より低く、日本での補聴器の普及が求められている。しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり年金生活者にとって非常に高額であり、しかも保険適用ではないため全額自費となっている。身体障害者福祉法第4条に規定する高度、重度難聴者の場合は補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるもののその対象はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。一方、欧米では補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っているが、補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。よって、国におかれては加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月9日、宮崎県川南町議会。衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、山東昭子殿、内閣総理大臣、菅義偉殿、財務大臣、麻生太郎殿、総務大臣、武田良太殿、法務大臣、上川陽子殿、厚生労働大臣、田村憲久殿。以上の通りでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（中村 昭人君）** 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第3号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今可決されました意見書の取扱については、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、引き続き、付託されております議案について、委員会ごとの審査をお願いします。

本日は、これで散会します。

午前9時35分散会

---